第21 期第14回高知県内水面漁場管理委員会議事録

1 開催日時 令和5年7月21日(金) 14時00分から14時30分

2 開催場所 高知市丸ノ内二丁目1番10号 高知城ホール 2階 「やまもも」

3 出席委員 林田千秋、筒井一水、大木正行、御処野誠、島崎 章、

西脇亜紀、川村寛二、山下慎吾(WEB) (計8名)

欠席委員 百田美知、堀澤 栄

署名委員 筒井一水、大木正行

県出席者 水産振興部 松村部長、西山副部長

漁業管理課 飯田副参事

事務局 木村書記長、占部書記、山本書記

4 審議事項

第1号議案 第1号議案 高知内水面漁場管理員会会議規則の変更について

報告事項 うなぎ稚魚漁業の許可方針(案)について

5 議事内容

木村書記長

定刻となりましたので、ただ今より第 14 回高知県内水面漁場管理委員会を開催いたします。

会議に先立ちまして、ご報告をひとつさせていただきます。

全国内水面漁場管理委員会連合会会長からの感謝状と記念品が、筒井 委員に送られました。

この表彰は、10年以上委員としての職責を全うし、その功績が顕著で あると認められた方に授与されるものでございます。

筒井委員におかれましては、委員に就任して以来、本県の内水面漁場管理に係る諸問題の解決などにご尽力していただきました。表彰を受けた筒井委員には引き続き、内水面漁場管理委員としまして本県内水面漁業の発展にご協力いただくようお願いします。

次に、本日、議題1の追加資料をお配りしておりますのでご確認くだ さい。

それでは本日の会議ですが、委員定数10名の内、出席委員は 8 名で、高知県内水面漁場管理委員会会議規則第4条により会が成立していることをご報告いたします。

では、会長、お願いいたします。

林田会長

それでは、第14回高知県内水面漁場管理委員会を開催いたします。 まず、はじめに水産振興部長さんからあいさつをお願いします。

松村部長

みなさん、こんにちは。水産振興部長の松村でございます。第 14 回高 知県内水面漁場管理委員会の開催にあたりまして、ごあいさつを申し上 げます。

皆様方におかれましては、何かとご多用のところ、また、大変暑い天 候の中、本日の会議にご参加いただきまして、誠にありがとうございま す。

昨日、東海、近畿、中国地方は梅雨明けということで、そろそろ四国 高知も梅雨明けが近いのではないかという状況でございますが、外の天 気は真夏のような暑さで、皆様、外での作業は熱中症にはくれぐれもご 注意いただければと思います。また、県の方であゆ王国高知振興ビジョ ンということで取組を進めておりますけどもその中の一つとして、高知 県内の河川であゆ釣り大会を開ければいいなということで、明日、仁淀 川で西日本ブロック大会が開催される予定となっておりまして、これを 一つの契機として来年、再来年は全国大会が開かれるようにしたいと考 えていますのでよろしくお願いします。

さて、先ほど事務局から表彰の紹介がありました。筒井委員におかれましては、10年間の長きにわたり委員を務めていただき、委員会での貴重なご意見を賜るとともに内水面の漁場管理に係る諸問題の解決などご尽力を賜りまして、本県内水面漁業の発展に大きく貢献していただいたことを、心より感謝申し上げます。引き続き、本県内水面漁業の発展にお力添えいただければと考えておりますのでよろしくお願いします。

本日は、議案が1件と報告事項1件でございます。

第1号議案の「高知内水面漁場管理員会会議規則の変更について」は、 知事部局の扱いに準じて、本委員会での公印の押印省略について、本委 員会会議規則の変更をお諮りするものでございます。

報告事項は本年12月から知事許可漁業となります、うなぎ稚魚の漁業許可の方針の案について報告をさせていただきます。第12回の本委員会では許可方針の素案をご報告させていただき、5月31日には内水面漁業、海面漁業、養鰻事業者等の関係者の皆様にはその素案をご説明させていただくとともにご意見をいただきました。いただきましたご意見などを踏まえて、今回、許可方針の案を作成しております。

詳細については、後程、事務局からご説明しますので、十分なご審議 をよろしくお願いします。誠に簡単ではございますが、開会の挨拶とい たします。本日はどうぞよろしくお願いします。

林田会長

ありがとうございました。

本日の欠席委員は、百田委員、堀澤委員の2名です。

続きまして、議事録署名委員についてですが、本日の議事録署名委員は、筒井委員、大木委員にお願いします。

それでは議題に入ります。

第1号議案 高知内水面漁場管理員会会議規則の変更について を議題とします。事務局からの説明を求めます。

木村書記長

それでは、資料1をお手元にご用意お願いたします。

議題1につきましては、公印の省略についてになります。

資料の1から2ページが高知県内水面漁場管理委員会会議規則の変更 案となっていますのでご覧ください。当会議規則は内水面委員会会議の ルールを定めたもので、2ページをお願いします。第25条に議事録の署 名押印の規定がございますが、この押印の規定を削除しようとするもの です。第27条にこの規則の改正は委員会の会議の議決によって行うこと ととなっており、今回、規則の変更をお諮りするものでございます。

次に、本日、お配りした追加資料をお願いします。

内水面委員会が取り扱う公文書の押印の省略について整理したもので ございます。

1の概要のところに記載のありますとおり、知事部局の扱いに準じて公印の押印の省略するよう考えております。

2に知事部局の押印省略の例を記載していますが、許可の申請書類や 県からの許可の通知などの押印や、補助事業の申請書類、交付決定通知 の押印省略、国及び地方公共団体間でやりとりする公文書全般の押印を 省略しております。

3に内水面委員会での今後の取扱い案ですが、委員会の通知や行政機関間とやりとりする公文書全般、委員会指示に基づく承認の申請や報告等書類、承認通知を省略することとしています。一方、承認証はこれまでどおり、委員会会長印を押印することを継続します。

この取扱いに当たっては、4の参考に記載していますが、高知県内水 面漁場管理委員会公文書管理規定の第6条に第2条から前条に定めるも ののほか、高知県内水面漁場管理委員会における公文書の管理に関し、 必要な事項については、高知県公文書管理規定の規定の例によるという ことで、高知県の知事部局の規定が準用されることとなっており、高知 県公文書管理規定の第26条のただし書きに、県の機関相互間の公文書、 行政機関、団体等に対する軽易な公文書その他文書管理者が公印の押印 を要しないと認めた公文書については、公文書の押印を省略することが できるとなっています。

この規定に基づいて3に記載しています取扱いとしたいと考えており、こちらは公文書管理規定の変更は必要ありません。以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

林田会長

ただ今、事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問はございま

せんか。

林田会長

ほかにございませんか。

ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。第1号議案 高知内水面漁場管理員会会議規則の変更について は、原案のとおり変 更することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

林田会長

ご異議ないようですので、第1号議案は、原案どおり変更することとします。

林田会長

それでは報告事項 うなぎ稚魚漁業の許可方針(案)について 事務 局の説明を求めます。

占部書記

それではうなぎ稚魚漁業の許可方針の案につきまして、ご報告いたします。それでは、座って説明をさせていただきます。

うなぎ稚魚漁業の許可方針につきましては、4月28日の第12回の内水面漁場管理委員会、5月1日の第20回海区漁業調整委員会で許可方針の素案を報告させていただきました。その後、内水面漁業、海面漁協、養鰻の関係者の皆様にご意見をお聴きする説明会を5月31日に開催したところです。

今回は、いただきましたご意見などを踏まえて、許可方針の案を作成 しましたので、本委員会でご報告させていただきます。

まず、資料構成についてご説明します。資料2の1ページから14ページは許可方針の案、15ページから33ページは申請、報告等の様式、34ページはうなぎ稚魚漁業許可までのスケージュル、35ページから36ページのA3資料は前回の許可方針素案からの大きな変更点をまとめた資料となります。

35 から 36 ページの A 3 の資料で主にご説明させていただきますので、 お手元にご準備ください。まず、35 ページをご覧ください。

左から1列目は項目、2列目は5月31日時点の許可方針の素案、3列目は今回お示しします許可方針の案となっており、4列目は素案からの大きな変更点及び理由、5列目は備考となっております。

まず、第1条の趣旨及び第2条の適用範囲については変更ありません。 第3条の漁船の制限についてですが、内容に変更はありませんが、漁 船登録等の取扱いについてご説明します。備考をご覧ください。特別採 捕許可から漁業許可に移行するため、使用する船は漁船登録が必要とな り、所有者は本人、使用者は許可を受けた者になります。また、漁業従事者が船舶を使用する場合には、漁船登録をするとともに、申請書類の 漁業従事者名簿にも記載していただく必要があります。漁業従事者名簿 に記載していない船舶は使用することができません、これについては第 5条の条件に記載されている内容となっております。

第4条の許可の有効期間についても変更ありません。

第5条の知事許可漁業の漁業種類、操業区域、漁業時期、漁業者の資格及び条件については制限措置及び条件に記載する内容となっており、これらの内容を違反した場合は漁業法132条違反、特定水産動植物の採捕の禁止が適用され、3年以下、3,000万円以下の罰金が適用されます。

第5第1号の漁業種類は、うなぎ稚魚漁業から漁法を冠した火光利用 うなぎ稚魚すくい網漁業に変更しております。

第2号の操業区域、地区ごとの許可すべき漁業者の数及び漁業従事者の数については、別表1の内容を変更しております。5ページの別表1をご覧ください。素案では、許可数の根拠が令和3年度漁期の実績にしていましたが、今回の案では令和4年度漁期の実績に更新しております。13ページをご覧ください。操業区域は45地区から44地区に、許可すべき漁業者の数は116から115に、漁業従事者の数は2501から2477に変更しています。令和4年度漁期では上ノ加江の地区の申請がありませんでしたので、その地区がなくなり、それにより許可すべき漁業者の数、漁業従事者の数が減っております。35ページのA3の資料にお戻りください。

次に第3号の推進機関の馬力数について、変更はありません。

第4号の操業区域について、5ページの別表1をご覧ください。現在、変更はありませんが、今後、記載内容が変更します。操業区域44地区は特別採捕許可の区域を基本的に踏襲しますが、現在、区域の明確化のため、基点の確認及び区域の記載表現等を見直しを行っています。35ページのA3の資料にお戻りください。

第5号の漁業時期について、前回の素案では関係者のご意見を聞いた上で、検討することとしていました。今回、許可方針の案では漁業時期を1月1日から3月31日とし、期間を90日とすることとします。この理由については、近年は採捕盛期が2月から3月と遅くなる傾向があり、また、11月から12月はあゆ仔魚が混獲されるため、漁期を遅めに設定する必要があると考えております。一方、養殖用種苗を一定確保するためには、漁期に闇夜の大潮を3回入れて、効率的な採捕が必要と考えておりますが、資源管理の必要性から採捕期間90日も全国と比較して短い期間としております。また、内水面漁協、海面漁協、養鰻事業者で組織する団体から、時期を1月1日から3月31日とし、期間を90日とするよ

うに要望がありました。県としましては、うなぎ資源保護の観点、全国の状況、要望等を踏まえて、漁期を1月1日から3月31日、期間を90日としたいと考えています。

第6号の許可等の条件について、ここは許可証の条件に記載される内容となります。変更点について、ご説明します。オは漁業従事者一人につき使用する漁具は一式と記載されていましたが、5月31日の説明会で「一式」とは?という質問がありましたので、集魚灯1個、すくい網1本と明記しております。予備の漁具については、個数の制限はありません。

クについて、すくい網をひいて、うなぎ稚魚を採捕してはならないを 追記しました。これについては特別採捕許可で誓約書を提出してもらっ ていた内容で、条件に記載するようにしました。

ケについて、これについては変更ありませんが、県として整理を行いましたので、ご説明させてもらいます。この条件は船舶を使用して採捕する場合は漁業従事者名簿に従事者ごとに記載された使用船舶に乗船しなければならないと記載されております。この条件は、漁業従事者以外の者が乗船し、違反しているとの情報あり、漁業秩序の維持を図るためのものです。5月31日の説明会では一人で乗船すると安全面に不安があるので、それを配慮して欲しいとのご意見がありました。しかしながら、漁業従事者が乗り合わせて採捕することは可能であることから、県としては漁業従事者が乗船する漁船は漁業従事者名簿に記載されたものであり、漁業従事者以外の乗船は認めない方針とすることにしました。なお、安全面に不安がある場合には、漁船登録した船舶を漁業従事者名簿に記載していただき、漁業従事者が乗り合わせて採捕していただきたいと考えております。

第7号の漁業を営む者の資格については変更ありません。

次の36ページをご覧ください。第6条の採捕量の上限について、前回の素案では関係者のご意見を聞いた上で、検討することとしていました。今回、許可方針の案では県内の採捕量の上限をうなぎ養殖業の許可に基づく、県内の当該年11月1日時点におけるうなぎ稚魚の池入割当量の合計とすることとしています。県内のうなぎ稚魚の採捕量がこの上限に達すると知事が認めて指示した日以降はうなぎ稚魚の採捕を行うことができません。

県内の上限設定については、県内河川におけるうなぎ資源の現状からうなぎ稚魚の採捕量に上限を設定する必要があります。また、国際合意に基づき養鰻事業者の池入れ数量に上限が設定されており、本県のうなぎ稚魚の池入割当量は600.3キログラムとなっております。国際的に進める資源管理の枠組みに添った取り組みとするため、本県での採捕量上

限を県内の池入割当量と同数にすることとしました。なお、内水面漁協、海面漁協、養鰻事業者で組織する団体からも本県での採捕量上限を県内の池入割当量と同数に設定するように要望があり、こうしたことも関係者の要望として県として重く受け止めています。県内の採捕量の上限については、その数値を管理課のホームページに許可方針と一緒に掲載し、許可申請の説明会でも周知していく予定です。また、許可証の条件にも記載します。

採捕停止の手順については、知事が指定した日、採捕停止日は公示するとともに、ホームページに掲載し、関係者に周知します。この手順はくろまぐろの採捕停止と同様な手順となっております。

全国の上限については、第3項で水産庁が要請した場合には県がうな ぎ稚魚の採捕停止できるよう規定を設けており、これは水産庁の技術的 助言に従ったものとなります。

第7条の報告義務について、期間ごとの採捕量、集荷量、販売量等を期日内に報告してもらうこととなっており、この報告徴収を漁業法第176条第1項の規定基づく報告徴収とすることを追記しました。これに違反した場合は漁業法193条により6月以下の懲役又は30万円以下の罰金が適用されます。5月31日の説明会では、資源管理を徹底するため、報告義務に罰則を入れて、許可を受ける者が確実に報告する体制をつくるべきとの意見がありました。また、水産庁の技術的助言でも、漁業法176条に基づく報告徴収とすることを検討とのこともあり、漁業法に基づく報告徴収となるように追記しました。

第8条の許可申請等の申請、第9条の許可の基準は大きな変更がありません。

第10条の集出荷体制について、第2項では集出荷体制の届出や集出荷者名簿を県に提出することを追記しております。これは、暴力団排除及び流通適正化法を見据えての取り組みとなっております。第4項では許可を受けようとする者は集出荷する者が暴力団等でないことを県に誓約することを追記しております。これも暴力団排除への取組となっております。

第11条の漁業従事者について、第1項に漁業従事者の定義づけを追記しております。うなぎ稚魚採捕を行う者を漁業従事者とし、許可を受けた者自らが採捕する場合も含むものとしております。第4項では許可を受けようとする者は漁業従事者が暴力団等でないことを県に誓約することを追記しております。これも暴力団排除への取組となっております。

許可を受ける者と漁業従事者との関係性を明確することについては、 許可を受けた者は漁業従事者と雇用契約や誓約又は契約などを行い、採 捕に関する事項として、違法採捕の禁止、暴力団の排除、許可する者が 認めた者、場所にうなぎ稚魚を持って行く等を決めておく必要があると 考えております。県には漁業従事者名簿及び漁業従事者が暴力団等でな いことの誓約書を提出していただきますが、別途、許可を受けた者と漁 業従事者との誓約書又は契約書などで、しっかりと許可を受けた者と漁 業従事者との関係を明確化し、暴力団関係者の排除及び適切な操業が行 われるように漁業従事者を指導・監督していただくことになります。

第12条の許可を受けようとする者ごとの漁業従事者数の割当てについては変更ありません。以上、許可方針素案からの大きな変更点について、ご説明させていただきました。

最後に、34ページのスケジュールをご覧ください。前回4月から5月に許可方針の素案を海区及び内水面の委員会でご報告させていただきました。5月31日には関係者にこの素案をご説明し、ご意見をいただきました。そして、その意見を踏まえて、今回の許可方針の案を作成し、本日、本委員会でご報告させていただいております。また、7月25日には海区の委員会でもこの許可方針の案を報告する予定となっております。

さらに、8月1日には関係者への説明会を開催し、許可方針の案を説明し、ご意見をもらう予定としております。なお、パブリックコメントも行い、これらのご意見を踏まえて、許可方針、許可基準、制限措置の案を作成しまして、9月頃に海区と内水面の委員会に諮問させていただきます。答申後、許可方針、許可基準、制限措置を策定し、申請期間内に許可の申請を受け付ける流れとなります。

以上、ご説明を終わります。

林田会長

ただ今事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

大木委員

しらすうなぎの船舶の制限のところがすごく明確になってきたわけですが、操業区域によっては、漁船法でいう登録の KO6 と KO3 が混在する漁場が形成されると思います。そのときの登録の条件の中に主たる根拠地というところがあって、漁船の行動範囲を示していると思うんですが、KO3 の船が内水面に入ってくることも考えられますので、どういうふうに考えたらよいでしょうか。

木村書記長

KO3 が海、KO6 が内水面ということでやっていますが、水産庁に問い合わせたところ、どちらかに登録していればその他の区域にもいけるということで、確認しておりまして、こうした事務手続きにつきましては、8月1日の関係者説明会でも詳しく説明したいと考えています。

大木委員

外洋仕様の KO3 の船が内水面、川の浅瀬に入ってくると、四万十川などは船が多くて1日 200 隻くらい船がでますので、安全性の面で大変危険。また、KO6 の川仕様の船が河口域までいくと非常に危険で心配があります。そういったことも漁協に問い合わせがきていますのでよろしくお願いします。

木村書記長

先ほど説明しました漁船登録の話だけではなく、ご指摘のとおり安全 面というのは非常に重要ですので、許可を受ける者がそこで操業できる 船かどうかを確認していただいて申請していただくよう、県の方から指 導していきたいと思います。

林田会長

他に意見がないようですので、これをもちまして第 14 回高知県内水面 漁場管理委員会を閉会といたします。委員の皆様ありがとうございまし た。

本書は、第21期第14回高知県内水面漁場管理委員会の議事録に相違ありません。

議

議事録署名委員	筒井	一水
議事録署名委員	大木	正行

長 林田 千秋